

「政府の憲法9条解釈」に関する年表

平成28年(ワ)第159号

新安保法制違憲国賠請求事件

原 告 外117名
被 告 国

憲法9条

1. 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

【注】以下の年表は、主に「政府の憲法解釈」(2013[平成25]年初版発行) 阪田雅裕編著(甲B1号証)により整理したものである。

答弁年月日	国会会議録 (答弁者等)	答弁項目	記載内容又は答弁内容(政府の解釈)の「骨子・要約」	備考
昭和27・11・26 (甲B1・11頁)	朝日新聞	自衛隊の 「戦力」	<p>一 <u>憲法第9条第2項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問わず「戦力」の保持を禁止している。</u></p> <p>一 <u>右にいう「戦力」とは、近代戦争遂行に役に立つ程度の装備、編成を具えるものをいう。</u></p> <p>………(略)………</p> <p>一 <u>憲法第9条第2項にいう「保持」とは、いうまでもなくわが国が保持の主体たることを示す。米国駐留軍は、わが国を守るために米国が保持する軍隊であるから憲法第9条の関するところではない。</u></p> <p>一 <u>「戦力」に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではない。</u></p> <p>一 <u>保安隊および警備隊は戦力ではない。…客観的にこれを見ても保安隊等の装備編成は決して近代戦を有効に遂行しうる程度のものではないから、憲法の「戦力」には該当しない。</u></p>	
昭和29・5・20 (甲B1・77頁)	参議院内閣委員会39号3号(佐藤達夫法制局長官)政府答弁	政府解釈 に対する 異論と芦田修正	憲法第9条1項について見ると、これは前段の、いわゆる「国際平和を誠実に希求し」につながっているのであり、 <u>第2項においては、目的の如何を問わず戦力は保持しないかのように憲法制定の当時から政府としては考えてきてている。</u>	
昭和29・6・3 (甲B1・54頁)	衆議院外務委員会57号4頁(下田武三外務省条約局長)政府答弁	第9条と 集団的自衛権	<u>日本国憲法が否認していないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権(つまり自分の國が攻撃された場合の自衛権)であると解すべきである。集団的自衛権(共同防衛、相互安全保障条約、同盟条約ということであり、自分の國が攻撃されもしていないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の國が攻撃されたものと同様にみなして、自衛の名において行動すること)という特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結することはできないのであるから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において運動し得ない。</u>	
昭和29・12・22 (甲B1・10頁)	衆議院予算委員会(大村清一防衛庁長官)政府答弁	自衛隊の 「戦力」	<u>自衛権は國が独立國である以上、その國が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。現行憲法の下で、わが國が自衛権を持っていることは極めて明白である。憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。他国から武力攻撃があった場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであって、国際紛争を解決することとは本質が違う。したがって自國に対して武力攻撃が加えられた場合に、國土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。憲法第9条は、独立國としてわが國が自衛</u>	

			<p>権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。</p>	
昭和 33・4・18 (甲 B1・77 頁)	参議院内閣委員会 30 号 21 頁(岸信介内閣総理大臣) 政府答弁	政府解釈に対する異論と芦田修正	<p>(憲法 9 条の) 第 1 項全体を受けて第 2 項ができている。したがって、この自衛権の範囲に属する実力をもつことは第 2 項が禁止している戦力には当たらない。戦力の中にはそういうものは含まれない。すなわち、2 項においてそういう実力をもち、それを仮に戦力という俗称をもってすれば戦力かも知れないが、そういう一つの力を持つことは、いわゆる 2 項の禁止している戦力には入らない。</p>	
昭和 33・4・21 (甲 B1・77 頁)	参議院内閣委員会 31 号 14 頁(岸信介内閣総理大臣) 政府答弁	政府解釈に対する異論と芦田修正	<p>○八木幸吉(議員) 念のためにもう一度総理に確認していきたい。 第一点は、憲法 9 条は、全体として国際紛争の手段としての戦争は放棄しているが、自衛戦争はこれを否定していない。第二は、憲法 9 条 2 項の「前項の目的を達するため」とは、1 項全般を受けているものである。第三は、1 項、2 項ともに自衛戦争は禁止していない。第四は、交戦権の否認の規定は無条件であって、侵略戦争にも自衛戦争にも適用される。これで間違いないですか。 ○岸信介総理大臣 その通りに考えております。</p>	
昭和 35・3・31 (甲 B1・49 頁)	参議院予算委員会 23 号 24 頁(林修三法制局長官) 政府答弁	集団的自衛権	<p>国連憲章では、集団的自衛権を固有の権利として各独立国に認めている。あるいは、平和条約においても日ソ共同宣言においても、あるいは今度の安保条約においても、日本がいわゆる集団的自衛権を持つことをはっきり書いてある。そういう意味において、国際法上わが国が集団的、個別的自衛権を持つことは明らかである。ただ、他の外国、自分の国と歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外国が武力攻撃を受けた場合に、それを守るために、たとえば外国まで行ってそれを防衛するという意味で理解されている集団的自衛権については、日本国憲法ではやはり認められていないと考える。そういう意味での集団的自衛権は、日本の憲法上はないのではないか、と考えている。</p>	<p>※集団的自衛権は一般に、「自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」と定義されている(政府の憲法解釈[甲 B1] 49 頁)。</p> <p>国際法上、今日では、集団的自衛権はもっぱら実力の行使に係る概念であり、基地提供のような便益の提供までを含むものではないことや自國の安全に対する脅威をその発動要件としないことについて、ほとんど異論をみなくなっています。政府も昭和 40 年代の後半以降は、明確に、集団的自衛権を本項の冒頭(※)にあるように定義している。(政府の憲法解釈[甲 B1] 51 頁)。</p>
同上 (甲 B1・50 頁)	同上	同上	たとえば米国に対して施設区域を提供する、あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対して経済的な援助を与えると言うようなことを集団的自衛権という理解するのであれば、このようなものを日本国憲法は否定しているものとは考えていない。	
昭和 35・4・20 (甲 B1・50 頁)	衆議院安保委員会 21 号 27 頁(岸信介内閣総理大臣) 政府答弁	集団的自衛権	<p>いわゆる集団的自衛権という観念についてはいろいろの見解があるが、一番典型的なものは、自分の締約国であるとか友好国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛するという場合であるけれども、われわれの憲法の下においては、認められてもならないという解釈を私は持っている。</p>	
同上 (甲 B1・69 頁)	衆議院安保委員会 21 号 26 頁(林修三内閣法制局長官) 政府答弁	第 9 条と集団的自衛権	<p>この第 5 条でいっているのは、日本にいる米軍に対する攻撃、いわゆる施設・区域に対する攻撃についてである。この点については、(米軍が) 日本にいる以上、日本の領土、領海、領空に対する攻撃をせずに、これを攻撃することはできないから、日本においては、これを個別的自衛権の發動として排除できる。</p>	<p>日米安保条約第 5 条は、日米双方が「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動することを宣言する。」と規定しており、一見すると日本は、我が国に駐留する米軍に対する武力攻撃に対して集団的自衛権の行使するかのように読めることから、この規定に基づき我が国が武力行使をする場合の憲法上の根拠が問</p>

				われることになった(政府の憲法解釈〔甲 B1〕68 頁)。
昭和 42・3・31 (甲 B1・27 頁)	衆議院予算委員会 4 号 3 頁(佐藤栄作総理大臣) 政府答弁	自衛力増強の限界	わが国が持ち得る自衛力、これは他国に対して侵略的脅威を与えるようなものであってはならない。憲法が許しているのは、他国に対し侵略的な脅威を与えないものということになる。	
昭和 43・8・10 (甲 B1・37 頁)	参議院予算委員会 2 号 4 号(佐藤栄作総理大臣) 政府答弁	武力攻撃の発生	(日本国内の) アメリカの基地とはいえ、日本の領空、領土、領海を侵害しないで攻撃してくることはあり得ないから、これは日本が攻撃を受けたことになる。この場合には、平和憲法を持ってはいるが、自衛の権利はある。もうこれは日本本土に対して攻撃をされたものと考えるべきである。	
昭和 44・2・21 (甲 B1・46 頁)	参議院予算委員会 3 号 9 頁(高辻正巳内閣法制局長官) 政府答弁	交戦権と自衛行動権	自衛のための交戦権というものを考えるのなら(つまり、限界のある交戦権というふうに考えるのなら)、それを交戦権と言っても一向に構わない。私は、その本質が違うものは、「自衛行動権」というような名前で唱えるべきものであって、その憲法の禁止している交戦権とは違うと思っている。	
昭和 44・12・29 (甲 B1・41 頁)	日米共同声明と安保・沖縄問題に関する質問に対する答弁書 1 号	必要最小限度の実力行使	(1)自衛隊法上、自衛隊は、侵略に対して、わが国を防衛することを任務としており、わが国に対し外部からの武力攻撃がある場合には、わが国の防衛に必要な限度において、わが国の領土・領海・領空においてばかりでなく、周辺の公海・公空においてこれに対処することがあっても、このことは、自衛権の限度を超えるものではなく、憲法の禁止するところとは考えられない。 (2)自衛隊が外部からの武力攻撃に対処するため行動することができる公海・公空の範囲は、外部からの武力攻撃態様に応じるものであり、一概にはいえないが、自衛権の行使に必要な限度内の公海・公空に及ぶことができると解されている。	
昭和 45・3・18 (甲 B1・37 頁)	衆議院予算委員会 15 号 11 頁(高辻内閣法制局長官) 政府答弁	武力攻撃の発生	武力攻撃が発生した時ということであるから、まず武力攻撃のおそれがあると推量される時期ではない。そういう場合に攻撃することは先制攻撃ということになる。武力攻撃による現実の侵害があつてから後ではなく、武力攻撃が始まった時である。政府はその点の認定を軽々しくやらないという態度を取っている。準備の場合にはまだ着手とはいえないでの、準備の段階ではまだいかぬと申したわけである。	平成 14・5・9 衆議院事態対処法特別員会でも、福田内閣官房長官が「武力攻撃が発生したとき、…具体的にいえば、ミサイルが着弾したからということではなく、武力攻撃の着手があったときからである。」と答弁している(政府の憲法解釈〔甲 B1〕38 頁)。
昭和 45・3・20 (甲 B1・28 頁)	衆議院予算委員会 18 号(その 1) 24 頁(中曾根防衛庁長官) 政府答弁	自衛力増強の限界	核兵器、特に攻撃的・戦略的核兵器、攻撃的兵器の中で例えば B52、ICBM、中距離弾道弾などは、他国の領域に対して直接脅威を与えるものは禁止されていると思う。	
昭和 46・5・15 (甲 B1・28 頁)	衆議院内閣委員会 26 号 3 頁(久保防衛庁防衛局長) 政府答弁	自衛権増強の限界	外国が脅威を与えるような攻撃的兵器、たとえば ICBM、IRBM、潜水艦に搭載している弾道ミサイル、B52 などは、相手方に戦略的な攻撃力を持つという意味で脅威を与えると考えている。	第 9 条との関係のみについていえば、仮に自衛力の限度内にとどまる核兵器があるとすれば、その保有が許されないわけではないというものが政府の見解である。もっとも政府がそのようなものとして例示する防御用の小型核兵器といったものは、これまで開発されていないから、第 9 条の下で保有可能な核兵器は存在しない(政府の憲法解釈〔甲 B1〕29 頁)。(平成 5・12・3 答弁 4 号参照)
昭和 47・10・14 (甲 B1・55 頁)	第 66 回国会の参議院決算委員会へ提出「集団的自衛権	第 9 条と集団的自衛権	集団的自衛権と憲法との関係 憲法は、第 9 条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和	(2)自衛権発動の三要件 いわゆる 55 年体制下で、自衛力の限界と並んで議論的となつたのは、自

	衛権と憲法との関係		<p>のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第 13 条において「生命、自由及び幸福追求の対する国民の権利については、…國政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、<u>我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自國の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはどうてい解されない。</u>しかしながら、だからといって、<u>平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めていとは解されないのであって、それは、あくまで外國の武力攻撃によって國民の生命、自由及び幸福追求の権限が根底からくつがえられるという急迫、不正の事態に対処し、國民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。</u>そうだとすれば、<u>わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫、不正の侵害に對処する場合に限られるのであって、したがって、他國に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。</u></p>	<p>衛権の発動要件、すなわち自衛のための自衛隊の武力の行使がどのような状況下で許容されるのかという点であった。これについて政府は、<u>自衛隊の発動は次の三要件を満たす場合に限られるとしてきた。</u></p> <p>①<u>我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと</u></p> <p>②<u>これを排除するために他の適当な手段がないこと</u></p> <p>③<u>必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと</u></p> <p>(政府の憲法解釈〔甲 B1〕31 頁)。</p>
昭和 47・11・13 (甲 B1・12 頁)	参議院予算委員会 5 号 2 頁(吉國一郎内閣法制局長官) 政府答弁	自衛隊の「戦力」	吉田内閣当時における国会答弁では、戦力の定義として、近代戦争遂行能力あるいは近代戦争を遂行するに足りる装備編成を備えるものという趣旨のことばをつかって説明したが、 <u>政府は、昭和 29 年 12 月以降は、憲法第 9 条第 2 項の戦力の定義として、自衛のため必要な最小限度を超えるものという趣旨の答弁をし、近代戦争遂行能力という言い方をやめている。</u>	
昭和 48・9・13 (甲 B1・78 頁)	参議院内閣委員会 27 号 7 頁(角田礼次郎内閣法制局第一部長) 政府答弁	政府解釈に対する異論と芦田修正	「国際紛争を解決する手段としては、」ということばを、「前項の目的を達成するため、」にかけて読む読み方は、 <u>いわゆる自衛のためには自衛戦争もできるし、自衛のためには必要な限りにおいて戦力も持てる</u> というような説に結びつく。政府としては、このよう見解は持っていない。むしろ、そういう意味では、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」という方の目的、政府の説はそれに近いと思います。	
昭和 48・9・19 (甲 B1・34 頁)	衆議院決算委員会 25 号 21 頁(吉國内閣法制局長官) 政府答弁	武力攻撃の発生	某国にあるわが国の国民の生命、身体、財産が危殆に瀕している、 <u>これが侵害されており、あるいは侵害される危険にさらされたという場合に自衛権の発動が許されるかについて、国際法の問題は別としても、わが国憲法上は許されないと考えられる。</u> …それは一般的にわが国に対する武力攻撃には当たらない。他国の領域内にある、その国では外国人である日本人の生命、身体、財産の保護は、当該領域に施政を行っている国の当然の責務として行われるべきことである。したがって、わが国としては先ず外交交渉によってその保護を図るべきであり、これに対して自衛権発動の要件がないのであるから、 <u>武力行使等の手段によって保護をはかることは憲法上許されない。</u>	
昭和 48・9・23 (甲 B1・32 頁)	参議院本会議 37 号 14 頁(田中角栄内閣総理大臣) 政府答弁	自衛権発動の三要件	わが国の自衛権の行使は、いわゆる自衛権発動の三条件、すなわち、 <u>わが国に対する武力攻撃が発生したこと、これを排除するために他に適當な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをもって行わなければならないことは、これまで政府の見解として申し上げて来たとおりである。</u>	
昭和 54・12・11 (甲 B1・5 頁)	衆議院法務委員会 2 号 10 頁(味付内閣法制局第一部長) 政府答弁	政府の憲法解釈の重要性	…憲法に反する政治を行うということは許されない。したがって、仮に内閣において何らかのことを決するという場合には、内閣法制局は法律上の意見を内閣に申し上げるという立場から、違憲なことが行われることが絶対にないように、細心の注意を払って意見を申し上げている。決して内閣は憲法に違反した行為をしていいということはないわけで、たとえ最高裁判所が統治行為論（統治に関する基本的な行為については裁判権は及ばないという考え方）をとったからといって、「内閣としては違憲となることをやってもいいのだ」という考え方で内閣の決定をすることはない。	

昭和 55・10・28 (甲 B1・42 頁)	自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する政府答弁書 6 号	必要最小限度の実力行使	<p>従来、「いわゆる海外派兵とは、一般的にいえば、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣することである」と定義づけて説明されているが、このような海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。したがって、このような海外派兵について将来の想定はない。</p> <p>これに対し、いわゆる海外派遣については、従来これを定義づけたことはないが、武力行使の目的をもたないで部隊を他国へ派遣することは、憲法上許されないわけではないと考えている。しかしながら、法律上、自衛隊の任務、権限として規定されていないものについては、その部隊を他国へ派遣することはできないと考える。</p>
同上 (甲 B1・46 頁)	同上	交戦権と自衛行動権	<p>わが国は、<u>自衛権の行使に当たっては、わが国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することが当然認められている</u>のであって、<u>その行使は、交戦権の行使とは別ものである</u>。</p>
同上 (甲 B1・105 頁)	同上	他国軍隊に対する支援の限界－参加と協力	<p>いわゆる「国連軍」（編注：国連が平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織をいう。）は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、<u>当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと</u>考えている。これに対し、<u>当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴わないものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないわけではない</u>。</p>
昭和 56・5・29 (甲 B1・62 頁)	「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する政府答弁書 32 号	第 9 条と集団的自衛権	<p><u>国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有している</u>ものとされています。我が国は、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主權国家である以上、当然のことであるが、<u>憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである</u>と解しておる（※）、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない。</p>
昭和 57・2・23 (甲 B1・45 頁)	衆議院予算委員会 16 号 6 頁（角田内閣法制局長官）政府答弁	必要最小限度の実力行使	<p>個別的自衛権を行使する場合においても必ずしも領海、領空、領域内に限らず、公海、公空にも及び得るとして考えている。<u>もっともその場合でも、公海、公空に及び得るとしても、どこまでもいけるというわけではなく、あくまでその場合においてもわが国を防衛するため必要最小限度の実力行使のみが許される</u>という憲法の考え方から、そこには限界があるといふことも、これまで繰り返し述べてきた。</p> <p>そこで最後の質問として、しかばら自衛権の及ぶ公海、公空の範囲を具体的に憲法上の限界として示さなければ歯止めがないではないかということだろうと思うが、それは確かに憲法規範としてそれを一義的に何處まであるかということは、これは示すことは困難だと思う。個々の状況に応じいろいろ違うので一概には言えない。ただ、<u>総理大臣の考え方</u>といふようなものによって恣意的に変わることのできるものではなく、憲法規範としては必要最小限度の範囲といふものが厳然として存する。ただし、それを具体的に示すことは憲法規範としてはそれ以上はなかなかむずかしいと思う。</p>

昭和 60・9・27 (甲 B1・42 頁)	憲法 9 条の解釈に関する質問に対する政府答弁書 47 号	必要最小限度の実力行使	我が国が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することのできる地理的範囲は、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではなく、公海及び公空にも及び得るが、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土、領空、領空に派遣することは、一般に自衛の必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。
平成 2・10・26 (甲 B1・106 頁)	衆議院国連平和特別委員会 4 号 25 頁（中山外務大臣）政府答弁	他国軍隊に対する支援の限界－参加と協力	いわゆる「国連軍」に対する関与のあり方としては、「参加」と「協力」とが考えられる。昭和 55 年 10 月 28 日付政府答弁書にいう「参加」とは、当該「国連軍」への司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、平和協力隊が当該「国連軍」に参加することは、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊が当該「国連軍」に参加する場合と同様、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。これに対し、「協力」とは、「国連軍」に対する右の「参加」を含む広い意味での関与形態を表すものであり、当該「国連軍」の組織の外にあって行う「参加」に至らない各種の支継をも含むと解される。右「参加」に至らない「協力」については、当該「国連軍」の目的・任務が武力行使を伴うものであっても、それがすべて許されないわけではなく、当該「国連軍」の武力行使と一体となるようなものは憲法上許されないが、当該「国連軍」の武力行使と一体とならないようなものは憲法上許されると解される。
平成 3・9・25 (甲 B1・88 頁)	衆議院国際平和特別委員会 3 号 3 頁（工藤敦内閣法制局長官）政府答弁	P K O 活動への参加	我が国の自衛隊が、国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織に参加する場合には、第一に、武器の使用は、我が國要員等の生命、身体の防衛のために必要な最小限度のものに限られる。第二に、紛争当事者間の停戦合意が国際平和維持活動の前提であり、紛争当事者間の停戦合意が破れ、短期間にこのような前提が回復しない場合には、我が国から参加した部隊の派遣を終了させることになる。したがって、仮に全体としての平和維持隊などの組織が武力行使に当たるようなことをしたとしても、我が国としては、みずから武力の行使はしない。当該平和維持隊などの組織の武力の行使と一体化するようなこともしないということになる。以上の点が確保されているので、我が国が武力行使をすると言うような評価を受けることはない、したがって、憲法に反するようなことはならない。
平成 3・9・27 (甲 B1・90 頁)	武器使用と武力の行使の関係について（政府統一見解）（衆議院国際平和特別委員会	自衛隊の武器使用と武力の行使	一 一般に、憲法 9 条 1 項の「武力行使」とは、我が国物的・人的組織体による国際的武力紛争の一環としての戦闘行為をいい、法案第 24 条の「武器の使用」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力紛争の手段として物を破壊することを目的とする機械器具、装置をその物の本来の用法に従って用いることをいうと解される。二 憲法 9 条 1 項の「武力の行使」は、「武力の使用」を含む実力の行使に係る概念であるが、「武器の使用」が、すべての同項の禁止する「武力の行使に」当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が國要員の生命又は身体を防衛することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限度の「武器の使用」は、憲法 9 条 1 項で禁止された「武力の行使」には当たらない。

				適切に武器の使用が行われることを担保することにある（同 93 頁）。…続いて平成 13 年に、①武器を使用しての防護の対象に「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員」を加えるとともに、②武器等防護のための武器使用権限を規定した自衛隊法 95 条の適用除外規定を削除する（したがって、武器等防護のための武器使用を可能とする）改正が行われた（同 95 頁）。
平成 5・12・3 (甲 B1・30 頁)	核兵器廃絶に関する質問主意書に対する政府答弁書 4 号	自衛力増強の限界	我が国には固有の自衛権があり、自衛のために必要最小限度の実力を保持することは、憲法 9 条 2 項によつても禁止されているわけではない。したがつて、核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとすれば、それを保有することは、必ずしも憲法の禁止するところではない。他方、右の限度を超える核兵器の保有は、憲法上許されないものである。政府は、憲法の問題としては、従来からこのように解釈しており、この解釈は現在でも変わっていない。	
平成 6・6・8 (甲 B1・82 頁)	衆議院予算委員会 18 号 9 頁（丹波外務省条約局長、大出内閣法制局長官）政府答弁	多国籍軍への参加	○丹波外務省条約局長 憲法 9 条は、「國權の發動たる戦争」を「永久にこれを放棄する」としていますので、 <u>国連の決議が「國權の發動たる戦争」というものを伴うような形でしか日本が参加できないものであるとすれば、それは憲法 9 条からしてそれに参加できない</u> ということであろうと思う。 ○大出内閣法制局長 憲法 9 条は我が国が戦争を放棄する（原則的に我が国を防衛するための必要最小限度の自衛権を行使すること以外の武力の行使又は武力の威嚇を放棄する）ということであり、 <u>国連決議により我が國がこれらの行為（武力の行使又は威嚇）をする</u> ということであれば、それも我が国の行為であることから、9 条によって放棄していると理解すべきものと思います。	
平成 6・6・13 (甲 B1・83 頁)	参議院予算委員会 13 号 2 頁（大出嶺内閣法制局長官）政府答弁	多国籍軍への参加	我が国は、憲法の平和主義、国際協調主義の理念を踏まえて国連に加盟し、国連憲章には集団的安全保障の枠組みが定められている。したがつて、我が国としては最高法規である憲法に反しない範囲で、憲法 98 条第 2 項に従い国連憲章上の責務を果たしていくことになるが、 <u>もとより集団的安全保障に係る措置のうち憲法第 9 条によって禁じられている武力の行使又は武力による威嚇に当たる行為は、我が國としてこれを行なうことが許されない</u> のは当然のことである。	
平成 6・11・10 (甲 B1・35 頁)	参議院内閣委員会 6 号 13 頁（村田直昭防衛庁防衛局長）政府答弁	武力攻撃の発生	外国の領域にある自衛隊が攻撃された場合、それは一般的にいつ直ちに我が国に対する武力攻撃（組織的、計画的な武力攻撃）が発生したとは見られない。自衛隊の保護は、当該領域に対して施政権をもつ当該他国が当たるべきであり、第二の要件の他に適当な手段がないことに当たるともいえないところから、 <u>このような状況の下では憲法上自衛権の発動というのは許されない</u> 。	
平成 7・11・27 (甲 B1・3 頁)	参議院宗教特別委員会 3 号 12 頁（大出俊郎内閣法制局長官）政府答弁	政府の憲法解釈の重要性	憲法をはじめとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言とか趣旨等に則して、立案者の意図なども考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであると考えられる。政府による憲法解釈についての見解は、このような考え方に基づき、それぞれの論理的な追求の結果として示されてきたものであり、最高法規である憲法の解釈は、こうした考え方を離れて、政府が自由に変更することができる性質のものではないと考えている。特に、国会等において議論の積み重ねを経て確立されて定着しているような解釈については、政府がこれを基本的に変更することは困難である。	

平成 8・5・7 (甲 B1・100 頁)	参議院内閣委員会 6 号 8 頁(秋山収内閣法制局第一部長)政府答弁	自衛隊の武器使用と武力の行使	<p><u>国連の平和維持活動において、通常、要員の生命等を防護するための武器使用と任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用が国連の原則上は許されている。そのうちの、我が国の国連平和維持活動等に対する協力に関する法律(PKO協力法)24条に規定している自己又は自己とともに現場に所在する我が國要員の生命、身体を防護することは、いわば自己保存の自然権的な権利というべきものであり、必要な最小限度の武器使用は憲法9条1項で禁止された武力の行使に当たらないと考えている。</u></p> <p>しかしながら、<u>自己保存自然的権利とは言えないような、任務の遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するために武器を使用するときは、状況により国際的な武力紛争の一環として戦闘という評価をうけることになり、このような武器使用は憲法9条で禁止された武力の行使に当たるという疑いを否定することができないものと考える。</u></p>	
平成 9・2・13 (甲 B1・107 頁)	衆議院予算委員会 12 号 18 頁(大森内閣法制局長官 9)	武力行使との一体化	<p><u>例としてはよく、輸送、医療、補給協力が挙げられるが、それ自体は直接武力の行使を行わない活動である。それが憲法9条との関係で許されない行為に当たるかどうかについては、武力の行使等と一体となるような行動としてこれをを行うかどうかということにより判断すべきものである。このような一体化の理論は、仮にみずからは直接武力の行使をしていないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしているとの評価を受ける場合を対象とするものであり、いわば法的評価を伴う当然の事理を述べている。</u></p>	<p>PKO協力法(及び周辺事態船舶検査法)以外の4つの法律(周辺事態安全確保法、テロ特措法、補給支援特措法、イラク特措法)は、いずれも米軍等の外国軍隊が武力行使することを前提として、これらの軍隊に対して自衛隊が協力支援活動を行う根拠となる法律であるから、<u>こうした自衛隊の活動が第9条に反しないことを担保するために共通の制度的な枠組みを備えている</u>。改めて整理すると以下のとおりである。 ①実施する活動として補給、輸送、修理及び整備、医療、通信等、それ自体が武力の行使に該当しないものを限定的に列挙、 ②活動を行う領域を後方地域(又は非戦闘地域)に限定、 ③活動(周辺事態安全確保法では「輸送」)を実施している場所の「近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして」、 防衛大臣による活動の実施区域の指定変更や活動の中止命令を待つこと、 ④武器の使用は、自衛隊法95条による場合のほか、自己等の生命・身体の防護に必要な場合に限定し、かつ、人に危害を与えることができる場合を、正当防衛又は緊急避難に当たるときに限定。 なお、これら4法は、武器・弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を実施しないことを明記している点でも共通しているが、周辺事態安全確保法の国会審議の際に、政府はその理由を次(筆者注:左欄)のように説明している(政府の憲法解釈(甲B1) 115~116頁)。</p>
平成 9・4・10 (甲 B1・118 頁)	平成 9 年 4 月 10 日衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会における	米軍への情報提供について	日米安保体制下において、日米両国が平素から、軍事情報を含め、相互に必要な情報交換を行うことは当然のことであり、このような一般的な情報交換は、 <u>実力の行使に当たらず、集団的自衛権の行使には当たらないと考えられる</u> 。しかしながら、一方で、政府としては、従来から、我が国は自らは直接武力の行使を行わないとしても、他の者が行う武力の行使への関与の密接性などから、 <u>他の者による武力の行使</u>	同様に、平成 11・4・26 衆議院日米防衛協力特別委員会(12号8頁)において、野呂田防衛庁長官は、「 <u>自衛隊がその任務を遂行するために行う情報収集活動により得られた情報を、一般的な情報交換の一環として米軍へ</u>

	る東委員の質問について（抜粋）		<p><u>と一体となるような行動を行う場合は、我が国としても武力の行使をしたとの法的評価を受けることがあると申し上げてきた。…例えば、特定の国の武力行使を直接支援するために、偵察行動を伴うような情報収集を行い、これを提供するようなことについては、他の者による武力の行使と一体となると判断される可能性があると考えられる。</u></p>	<p>提供することは、憲法上の問題はないと考えます。…（しかし）例えば、特定の国の武力行使を直接支援することのみを目的として、ある目標に方位、高度、何分、角度、何度で墜てというような行為を行うことについては、憲法上問題を生ずる可能性があると考えている。」と答弁している（政府の憲法解釈〔甲 B1〕118 頁）。</p>
平成 9・6・16 (甲 B1・119 頁)	参議院内閣委員会 14 号 3 頁（大森政輔内閣法制局長官）政府答弁	機雷の除去作業	<p><u>外国により武力行使の一環として敷設されている機雷を除去する行為、これは一般にその外国に対する戦闘行為として武力の行使に当たると解される。したがって、自衛権発動の要件を充足する場合に自衛行為の一環として行うこと、これは憲法が禁止するものではないと考える。しかしながら、それ以外の場合には憲法上認められないのではないかと考えている。これに対して、遺棄された機雷など外国による武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷を除去するということは、単に海上の危険物を除去するにとどまり、その外国に対する戦闘行為には当たらないので、憲法上禁止されるものではない。これが機雷の掃海に関する基本的な考え方である。</u></p>	
平成 9・11・20 (甲 B1・116 頁)	衆議院安保委員会 3 号 2 頁（大森内閣法制局長官）政府答弁	合憲確保のための法的措置	<p>○佐藤（茂）議員 <u>『武器弾薬を含む捕縛』について、武力行使と一体とみなされるのかどうか、お答え下さい。</u></p> <p>○大森政輔内閣法制局長官 <u>検討過程で一時念頭に上がったものの、最終的にはそのような需要はないということになり、詰めた検討はしていない。しかし、大いに憲法上の適否について慎重に検討を要する問題であろうという感触はもっている。</u></p>	<p>テロ特措法等に基づく自衛隊の海外派遣を契機として、しばしば第 9 条の政府見解が変更され、より緩やかになったのではないか、といった意見が聞かれたが、この点は次のように考えるべきであろう。9・11 テロやフセイン政権との対峙といった事態に直面して、国連加盟諸国には国際社会の和平と安全に対してより積極的に人的な貢献を行うことが求められるようになってきた。一連の自衛隊の海外派遣の根拠法は、我が国も過去にはなかった国際社会のこうした要請に応えるべく、個々の事態における具体的なニーズを踏まえて、第 9 条の下で許容される人的貢献の法律的枠組みを検討し、追求した結果にほかならない。したがって、これらの法律の前提は、あくまでも海外での武力行使は行えない、とする政府の第 9 条の解釈であり、これらの法律の内容は、この政府の従来の考え方を逸脱するものでも、これと矛盾するものでもない（政府の憲法解釈〔甲 B1〕117 頁）。</p>
平成 10・3・18 (甲 B1・84 頁)	衆議院予算委員会 27 号 3 頁（大森内閣法制局長官）政府答弁	多国籍軍への参加	<p>現在の国連憲章第 42 条、43 条に規定されている<u>国連軍については、從前から申し上げているとおり、憲法 9 条の解釈・運用の積み重ねから推論すると、我が国がこれに参加することには憲法上の疑義がある</u>と考えている。憲章上の正規の国連軍の編成が現実の問題となり、兵力の提供に関する特別協定の具体的な内容が確定したときに初めて確定的な意見が申し上げられることになる。具体的な特別協定の内容が決まらなければ、確定的な憲法判断ができない。</p>	
平成 10・5・14 (甲 B1・20 頁)	衆議院安保対策委員会 10 号 5 頁（秋山収内閣法制局第二部長）	国際紛争	<p>憲法 9 条における「国際紛争」とは、一般には、国家間で特定の問題について意見を異にし、互いに自己の意見を主張して譲らず対立している状態をいう。しかし、紛争の当事者が国家である場合に限らず、例えば国家以外のものが当事者である場合もあり、それが地域住民を一定の範囲で支配している場合であるとか、または、その支配を目指しているような場合にも、その紛争が国際紛争といえる場合がある。</p>	<p>この表現に従えば「国際的な武力紛争」は、「国又は國に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争い」を意味することになる（政府の憲法解釈〔甲 B1〕20 頁）。</p>

平成 11・1・22 (甲 B1・107 頁)	参議院本会議 (小渕恵三内閣総理大臣) 政府答弁	武力行使との一体化	<p>捕給、輸送協力等それ 자체は直接武力行使を行わない活動であっても、<u>他国による武力の行使と一体となるような行動としてこれを行うこと</u>は憲法 9 条との関係で許されないものであり、一体化するかどうかは、活動の具体的な内容の事情を総合的に勘案して、事態に則して個々具体的に判断すべきものと考えている。</p>	
平成 11・3・15 (甲 B1・24 頁)	参議院外交防衛委員会 5 号 14 頁 (秋山収改革法制局第一部等)	交戦権	<p>憲法 9 条の交戦権は、ここにいう交戦権、單に戦いを交えるという権利という意味ではなく、伝統的な戦時国際法における交戦国が国際法有する種々の権利の総称であり、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領地の占領、そこにおける占領行政、それから中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕などをを行うことを含むものを指すものという、と從来から答えてきている。自衛戦争の際の交戦権というものは、自衛戦争におけるこのような意味での交戦権と考えている。このような交戦権は、憲法 9 条 2 項で認めないと書かれている。</p>	<p>我が国がこのような意味での「交戦権」を有さないからといって、自衛のために必要な最小限度の実力の行使までが制約されることにはならない。第 102 回国会昭和 60・9・27 「憲法 9 条の解釈に関する質問に対する答弁書」では「<u>我が国は、国際法上自衛権を有しており、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然認められている</u>のであって、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うこととは別の観念のものである。」とされている（政府の憲法解釈〔甲 B1〕 25 頁）。</p>
平成 13・5・9 (甲 B1・64 頁)	衆議院本会議 28 号 9 頁 (小泉純一郎内閣総理大臣) 政府答弁	第 9 条と集団的自衛権	<p>集団的自衛権については、政府は、從来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは主権国家である以上当然であるが、憲法第 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、<u>我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである</u>と解されており、集団的自衛権を使用することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと答えてきている。</p> <p>憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第 9 条については過去 50 年間余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考えている。他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることが重要であり、集団的自衛権の問題についてさまざまな角度から研究してもいいのではないかと思う。</p>	
平成 14・2・5 (甲 B1・17 頁)	「戦争」「紛争」「武力の行使」等の違いに関する質問に対する政府答弁書 27 号	国権の発動	<p>憲法 9 条 1 項の「国権の発動たる」とは「国家の行為としての」という意味であり、同項の「戦争」とは伝統的な国際法上の意味での戦争を指すものと考える。したがって、<u>同項の「国権の発動たる戦争」とは「国家の行為としての国際法上の戦争」というような意味である。</u></p>	<p>国連決議に基づく集団安保保障措置への参加は、国際社会の意思に基づくものであるから「国権の発動」には当たらない、とする考え方について、<u>政府はこれを否定している</u>（政府の憲法解釈〔甲 B1〕 17 頁）。</p>
平成 14・7・16 (甲 B1・36 頁)	有事法制等にある「我が国」の定義に関する質問に対する答弁書 126 号	武力攻撃の発生	<p>武力攻撃事態対処法案 2 条 1 号の「<u>我が国に対する...武力攻撃</u>」とは、<u>基本的には我が国の領土、領海、領空に対する武力攻撃をいう</u>と考える。</p> <p>特定の事例が、我が国に対する武力攻撃に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断することになるが、<u>我が国の領土、領海、領空に対するものではない攻撃で、公海上にある我が国の艦船に対するものは、状況によっては、法案 2 条 1 号の「我が国に対する...武力攻撃」に該当し得ると</u>考えている。</p>	
平成 14・7・24 (甲 B1・35 頁)	衆議院事態対処法特別委員会 18 号 8 頁 (福田内閣官房長官) 政府答弁	武力攻撃の発生	<p>我が國の在外公館、在留邦人に対する攻撃が、我が國への武力攻撃となるかどうか。理論的には、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使と認定されるかどうかという問題である。しかしながら、<u>一般的に、そういうような攻撃が我が国に対する武力攻撃と認定されることは、余り想定しがたい問題</u>と思っている。</p>	

平成 15・4・22 (甲 B1・33 頁)	武力攻撃対処法案に関する質問に対する答弁書 54 号	武力攻撃の発生	武力攻撃対処法案 2 条 1 号の「我が国に対する…武力攻撃」とは、 <u>基本的には我が國の領土、領海、領空に対する組織的計画的な武力の行使をいう</u> 。特定の事例が我が国に対する組織的計画的な武力の行使に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的に答えることは困難である。	この答弁書は掲記の法案 2 条 1 号の規定に則してのものであるが、自衛権発動の要件たる「我が国に対する武力攻撃」の概念もこれと異なるものではない（政府の憲法解釈〔甲 B1〕33 頁）。
平成 15・5・28 (甲 B1・39 頁)	参議院事態対処法特別委員会 8 号 21 号（宮崎礼壹内閣法制局第一部長）政府答弁	武力攻撃の発生	我が国を標的として飛来してくる蓋然性については相当の根拠があるという場合においては、我が国に対する武力攻撃の発生と判断して自衛権の発動によってこれを迎撃することも許される。	
平成 15・6・2 (甲 B1・53 頁)	参議院事態対処法特別委員会 9 号（その 1）13 号（林景一外務省条約局長）	集団的自衛権	<u>旧安保条約第 4 項の趣旨</u> というのは、あくまで日本国に対する武力攻撃を阻止するために、平和条約で日本が独立を回復した後においても米軍が引き続き日本の防衛を行うために止まるということに、その希望に言及しているということであり、このこと自体でわが国が集団的自衛権を行使して米国を防衛するということに言及したものだとは考えていない。	
同上 (甲 B1・63 頁)	同上（その 1）12 号（宮崎礼壹内閣法制局第一部長）	第 9 条と集団的自衛権	集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利と解されている。このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に直接対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするもので、個別自衛権の場合と異なり、憲法第 9 条の下ではその行使が許容されるという根拠を見出すことができないと考えられる。	
平成 15・7・2 (甲 B1・21 頁)	衆議院イラク特別委員会 7 号 4 号（石破防衛庁長官）政府答弁	国際紛争（国に準ずる組織）	<u>国又は国に準ずる組織</u> とは、性質上確定的にいうことは難しいが、敢えていえば、フセイン政権の再興を目指し米英軍に抵抗活動を続けるフセイン政権の残党というものがあれば、これは該当することがあると考えている。	
平成 15・7・10 (甲 B1・21 頁)	参議院外交防衛委員会 15 号 29 号（秋山収内閣法制局長官）	国際紛争（国に準ずる組織）	<u>国に準ずる組織</u> とは、 <u>国際的な紛争の当事者たり得る実力を有する組織</u> ということである。その相手方が国に準ずる組織であるかどうかの見極めは、個別具体的な事案に即して判断されるべきものと考える。当該行為の主体が一定の政治的な主張を有し、相応の組織や軍事的実力を有するものであって、その主体の意思に基づいて破壊活動が行われているという場合には、その行為は国に準ずる組織によるものに当たる。	
同上 (甲 B1・24 頁)	同上	同上	憲法 9 条の関係で、戦闘行為とは「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」をいう。それから、国際的な武力紛争とは、国又は国に準ずる組織との間において生ずる武力を用いた争いをいうと考えている。	
平成 15・7・15 (甲 B1・6 頁)	内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問主意書に対する政府答弁書 119 号	政府の憲法解釈の重要性	一般的に、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に則しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものである。政府による法令の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであり、国内外の情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に法令の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えられる。	
同上 (甲 B1・52 頁) (甲 B1・63 頁)	同上	集団的自衛権 第 9 条と集団的自衛権	国際法上、一般に、「個別自衛権」とは、自國に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、「集団的自衛権」とは、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解される。このように、両者は、自國に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考える。	

同上 (甲 B1・114 頁)	同上	武力行使との一体化	「武力行使との一体化」論とは、仮に自らは直接「武力の行使」をしていないとしても、他の者が行う「武力行使」への関与の密接性等から、我が国も「武力の行使」をしたとの法的評価を受ける場合があり得るとするものであり、いわば憲法上の判断に関する当然の事理を述べたものである。これは、我が国の憲法が歐米諸国に例を見ない戦争の放棄等に関する第 9 条の規定を有することから生まれた解釈であり、「独りよがりの解釈となっている」との指摘は当たらないと考える。	
平成 15・10・9 (甲 B1・15 頁)	参議院テロ対策特別委員会 5 号 3 頁（秋山収内閣法制局長官）政府答弁	海外での武力行使の禁止	政府としては、この 9 条は、我が国自身が外部から武力攻撃を受けた場合における必要最小限度の実力の行使を除いて、いわゆる侵略戦争に限らず国際関係において武力を用いることを広く禁ずるものであると從前から考えており、その範囲内でやはり国際貢献も考えて行かざるを得ない。	このように政府は、たとえ国際法との関係で問題とされることがなく、また国際社会の平和の維持・回復に寄与すると考えられる場合であっても、自衛隊が我が国に対する武力攻撃を排除すること以外のことを目的として武力を行使することは許されないと解している。政府の第 9 条解釈の骨格といえるものである（政府の憲法解釈〔甲 B1〕 15 頁）。
平成 16・1・26 (甲 B1・14 頁)	衆議院予算委員会 2 号 5 頁（秋山収内閣法制局長官）政府答弁	海外での武力行使の禁止	政府は、従来から、9 条の文理に照らすと、 <u>我が国による武力の行使は一切できないようにも読める</u> 憲法 9 条の下でもなお、外国からの武力攻撃によって国民の生命身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために武力を行使することまでは禁止されていないが、 <u>集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対するものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするものであるから、憲法 9 条の下ではこれの行使は認められない</u> と解している。	
同上 (甲 B1・53 頁)	同上	集団的自衛権	昭和 35 年の参議院予算委員会で、法制局長官が、例えば日米安保条約に基づく米国に対する施設・区域の提供、侵略を受けた他国に対する経済的援助の実施というような武力の行使に当らない行為について、集団的自衛権ということばで理解すれば、そういうものは私は日本の憲法で否定するものとは考えていませんという趣旨の答弁をしたことがある。 <u>…現在では、集団的自衛権とは実力の行使に係る概念である</u> という考え方方が一般に定着していると承知している。	
同上 (甲 B1・57 頁)	同上	第 9 条と集団的自衛権	○安倍委員 「わが国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきである」とあるが、「範囲にとどまるべき」というのは数量的な概念を示している。「絶対にダメだ」とはいっていない。論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。 ○秋山政府特別補佐人 憲法 9 条の下で許される自衛のための必要最小限度の実力の行使について、いわゆる三要件（わが国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、実力行使の程度が必要限度にとどまること）があるが、集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実行を行ふるものであって、第一要件（わが国に対する武力攻撃が発生したこと）を満たしていない。したがって、必要最小限度の範囲を数量的な概念としていっているわけではない。	この秋山内閣法制局長官の答弁でも明らかなどおり、 <u>我が国（個別的）自衛権の行使は、武力攻撃から我が国や国民を守るための措置であり、したがって我が国に対する武力攻撃の発生をその発動の要件とする</u> のに対して、 <u>集団的自衛権は、我が国に対する武力攻撃が発生しておらず、国民や国の存在が直接危険にさらされていない状況下での武力行使である</u> 点において、個別的自衛権とは決定的にその性格を異にするのである。一言でいえば、個別的自衛権が「我が国に対する武力攻撃の発生」を発動の要件とする自国防衛権であるのに対して、集団的自衛権は「外国に対する武力攻撃」があつたことを前提とする他国防衛権にはかならない。こうしたことから、 <u>政府は近年、集団的自衛権の行使を憲法と解する理由について、我が国の武力行使が必要最小限度の範囲を超えるから、といった表現を避けて、我が国に対する武力攻撃が発生していないからと説明することが通例になっている</u> （政府の憲法解釈〔甲 B1〕 58 頁）。

平成 16・2・10 (甲 B1・66 頁)	衆議院予算委員会 7 号 5 頁(秋山収内閣法制局長官)	第 9 条と集団的自衛権	我が国が主権国家である以上、国際法上、集団的自衛権を有していることは当然である。…憲法 9 条のもとにおいて我が国が集団的自衛権を行使することは認められないと解される以上、憲法上この権利を保有するかどうかについて論ずることは実際上の利益はあまりないと考えている。…我が国として、憲法上集団的自衛権を行使できない以上、これを持っているかどうかは、言わば観念論的な議論であり、保有していないといつても結果的には同じである。
平成 16・6・3 (甲 B1・19 頁)	参議院イラク事態特別委員会 15 号 23 頁(秋山収内閣法制局長官) 政府答弁	戦争と武力の行使	「 <u>国権の発動たる戦争</u> 」の意味内容は、伝統的な国際法上の意味での戦争、すなわち、いわゆる戦前に確立された国際法上の手続を踏んで、国家間での宣戰、最後通牒を發するというような手続を踏んで行われる武力を用いた争いであると考えている。…一方、「 <u>武力の行使</u> 」は、戦争よりも広い言わば戦争も含む概念であり、伝統的な国際法上の手続を踏むことなく行われるものも含め、広く国家の物的、人的組織体による国際的武力紛争の一環としての戦闘行為をいうものと考えている。
平成 16・6・18 (甲 B1・11 頁)	政府の憲法解釈変更に関する質問に対する政府答弁書 114 号	自衛隊の「戦力」	憲法 9 条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、 <u>政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和生存権や憲法第 13 条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて</u> 考えると、憲法第 9 条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解している。
同上 (甲 B1・59 頁)	同上	第 9 条と集団的自衛権	これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、 <u>我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものである</u> ので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見出し難く、 <u>政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきた</u> ところである。法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、「 <u>同盟国の軍隊</u> 」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、 <u>我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として、実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法 9 条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないもの</u> と考える。
平成 16・8・10 (甲 B1・98 頁)	イラク問題に関する質問に対する政府答弁書 18 号	自衛隊の武器使用と武力の行使	自衛隊法 95 条に上る武器の使用は、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊、奪取しようとする行為からこれらを防護するための極めて妥当かつ限定期的な必要最小限度の行為であって、これらの武器の使用は、我が国域外で行われたとしても、国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為である「 <u>武力の行使</u> 」に当たらない。

平成 17・3・25 (甲 B1・72 頁)	衆議院安保委員会 4 号 4 頁(横島内閣法制局第二部長) 政府答弁	第 9 条と集団的自衛権	<p>我が国に向けて飛来する弾道ミサイルについては、これが実際には我が国に対する武力攻撃であったとしても、それは我が国から見れば、自衛権の行使としてそれを破壊することが許される場合、すなわち、憲法上も國際法上も当然許される場合に当たると思われる。</p> <p>他方、<u>他国に向かう弾道ミサイルについては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えております、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えている。</u></p>
平成 19・5・15 (甲 B1・62 頁)	衆議院安保委員会 9 号 6 頁(山本内閣法制局第一部長) 政府答弁	第 9 条と集団的自衛権	<p><u>既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、我が国の防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能であり、また、法理としては、個別具体的な事実関係において、米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することにより、当該米軍艦船への攻撃を撃墜することが可能となる場合もある。</u></p>
平成 23・10・27 (甲 B1・104 頁)	参議院外交防衛委員会 2 号 25 頁(梶田信一郎内閣法制局長官) 政府答弁	駆け付け警護	<p><u>駆け付け警護における武器使用については、(その具体的な内容が明らかではないものの) 自己の生命、身体の危険がない場合にあえて駆け付けて武器を使用するということであれば、自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超えると考えられる。したがって、こうした駆け付け警護における武器使用については、国又は国に準ずる組織に対して行うという場合には、憲法第 9 条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがある。</u></p>
平成 26・7・1 (甲 A5)	26・7 開議決定 (國の存立を全うし、國民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について)		<p>1 武力攻撃に至らない侵害への対処 … (略) …</p> <p>2 國際社会の平和と安定への一層の貢献</p> <p>(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」</p> <p>ア … <u>憲法第 9 条との関係で、我が国による支援活動については、他国との「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けることがないよう、これまでの法律においては、活動の地域を「後方地域」や、いわゆる「非戦闘地域」に限定するなどの法律上の枠組みを設定し、「武力の行使との一体化」の問題が生じないようにしてきた。</u></p> <p>イ … (略) …</p> <p>ウ 政府としては、いわゆる「武力の行使との一体化」論それ自体は前提とした上で、その議論の積み重ねを踏まえつつ、これまでの自衛隊の活動の実験、國際連合の集団安全保障措置の実態等を勘案して、<u>従来の「後方地域」あるいはいわゆる「非戦闘地域」といった自衛隊が活動する範囲をおよそ一体化論の問題が生じない地域に一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する捕縛、輸送などの我が國の支援活動については、当該他国との「武力の行使と一体化」するものではないという認識を基本とした以下の考え方にして、我が國の安全の確保や國際社会の平和と安全のために活動する他国軍隊に対して、必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとする。</u></p> <p>(ア) <u>我が國の支援対象となる他国軍隊が「現に戦闘行為を行っている現場」では、支援活動は実施しない。</u></p> <p>(イ) <u>仮に、状況変化により、我が國が支援活動を実施している場所が「現に戦闘行為を行っている現場」となった場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する。</u></p>

		<p>(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用</p> <p>ア 我が国は、これまで必要な法整備を行い、過去 20 年以上にわたり、国際的な平和協力活動を実施してきた。その中で、いわゆる「<u>奪け付け警護</u>」に伴う武器使用や「<u>任務遂行のための武器使用</u>」については、これを「<u>国家又は国家に準ずる組織</u>」に対して行った場合には、<u>憲法第 9 条が禁ずる「武力の行使」に該当するおそれがあることから</u>、国際的な平和協力活動に従事する自衛官の武器使用権限はいわゆる自己保存型と武器等防護に限定してきた。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 以上を踏まえ、<u>我が国として、「国家又は国家に準ずる組織」が敵対するものとして登場しないことを確保した上で</u>、国際連合平和維持活動などの「<u>武力の行使</u>」を伴わない国際的な平和協力活動におけるいわゆる「<u>奪け付け警護</u>」に伴う武器使用及び「<u>任務遂行のための武器使用</u>」のほか、領域国との同意に基づく邦人救出などの「<u>武力の行使</u>」を伴わない警察的な活動ができるよう、以下の考え方を基本として、法整備を進めることとする。</p> <p>(ア) …近年の国際連合平和維持活動において重要な任務と位置付けられている<u>住民保護などの治安の維持を任務とする場合を含め</u>、<u>任務遂行に際して、自己保存及び武器等防護を超える武器使用が見込まれる場合には、特に、その活動の性格上、紛争当事者の受け入れ同意が安定的に維持されていることが必要である。</u></p> <p>(イ) <u>自衛隊の部隊が、領域国政府の同意に基づき、当該領域国における邦人救出などの「武力の行使」を伴わない警察的な活動を行う場合には、領域国政府の同意が及ぶ範囲、すなわち、その領域において権力が維持されている範囲で活動することは当然であり、これは、その範囲においては「国家に準ずる組織」は存在していないということを意味する。</u></p> <p>(ウ) 受入れ同意が安定的に維持されているかや領域国政府の同意が及ぶ範囲等については、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として判断する。</p> <p>(エ) なお、<u>これらの活動における武器使用については、警察比例の原則に類似した厳格な比例原則が働く</u>という内在的制約がある。</p> <p>3 憲法第 9 条の下で許容される自衛の措置</p> <p>(1) <u>我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第 9 条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的帰結を導く必要がある。</u></p> <p>(2) <u>憲法第 9 条はその文言からすると、国際関係における『武力の行使』を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している『国民の平和的生存権』や憲法第 13 条が『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第 9 条が、我が国が自國の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためにやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の『武力の行使』は許容される。これが、憲法第 9 条下での例外的に許容される『武力の行使』について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和 47 年 10 月 14 日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集団的自衛権と憲法との関係』に明確に示されているところである。この基本的な論理は、憲法第 9 条の下では今後とも維持されなければならない。</u></p> <p>(3) <u>これまで政府は、この基本的な論理の下、「武力の行使」が許容されるのは、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると考</u></p>
--	--	--

【注】警察比例の原則とは、警察権の発動に際し、目的達成のためにいくつかの手段が考えられる場合にも、目的達成の障害の程度と比例する限度においてのみ行使することが妥当であるという原則をいう。実質的に複数の手段がある場合は、対象（国民）にとってもっと穏和で、侵害的でない手段を選択しなければならない、という原則。

		<p><u>えてきた。</u>しかし、冒頭で述べたように、パワーバランスの変化や技術的革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている状況を踏まえれば、今後他国に対して発生する武力攻撃であったとしても、その目的、規模、態様等によつては、我が国の存立を脅かすことも現実に起つこと得る。…こうした問題意識の下に、現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、<u>我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から侵される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基礎的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきである</u>と判断するに至つた。</p> <p>(4) 我が国により「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。<u>この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。</u></p> <p>(5) … (略) …</p>	
平成 27・4・27 (甲 A6)	「日米協力のための指針」(新ガイドライン)	<p>日米防衛協力のための指針（2015年4月27日）</p> <p>I. 防衛協力と指針の目的 (略)</p> <p>II. 基本的な前提及び考え方 <u>指針並びにその下での行動及び活動は、次の基本的な前提及び考え方</u>方に従う。</p> <p>A. (略) B. (略)</p> <p>C. <u>日本及び米国により行われるすべての行動及び活動は、各々の憲法及びその時々において適用のある国内法令並びに国家安全保障政策の基本の方針に従って行われる。</u></p> <p>D. 指針は、いずれの政府にも立法上、予算上、行政上又はその他の措置をとることを義務付けるものではなく、また、指針は、いずれの政府にも法的権利又は義務を生じさせるものではない。しかしながら、二国間協力のための実効的な態勢の構築が指針の目標であるから、日米両政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策及び措置に適切な形で反映することが期待される。</p> <p>III. 強化された同盟内の調整 (略)</p> <p>IV. 日本の平和及び安全の切れ目のない確保 <u>持続する、及び発生する脅威は、日本の平和及び安全に対し深刻かつ即時の影響を与える。この複雑さを増す安全保障関係において、且米両政府は、日本に対する武力攻撃を伴わない時の状況を含め、平時から緊急事態までのいかなる段階においても、切れ目のない形で、日本の平和及び安全を確保するための措置をとる。</u>この文脈において、日米両政府はまた、パートナーとの更なる協力を推進する。</p> <p>A. 平時からの協力措置 (略)</p> <p>B. 日本の平和及び安全に対して発生する脅威への対処 (略)</p> <p>C. 日本に対する武力攻撃への対処行動 (略)</p> <p>D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動 <u>日米両国が、各々、米国又は第三国に対する武力攻撃に対処するため、主権の十分な尊重を含む国際法並びに各々の憲法及び国内法に従い、武力の行使をとることを決定する場合であって、日本が武力攻撃を受けるに至っていないとき、日米両国は、当該武力攻撃への対処及び更なる攻撃の抑止において緊密に協力する。</u>共同対処は、政府全体にわたる同盟調整メカニズムを通じて調整される。</p> <p>日米両国は、当該武力攻撃への対処行動をとっている他国と適切に協力する。</p>	

		<p><u>自衛隊は、日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から蝕まれる明確な危険がある事態に対処し、日本の存立を全うし、日本国民を守るために、武力の行使を伴う適切な作戦を実施する。</u></p> <p>協力して行う作戦の例は、次の概要を示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アセットの防護（略） 2. 探索・救難（略） 3. 海上作戦（略） 4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦（略） 5. 後方支援 <p>作戦上各々の後方支援能力の補充が必要となる場合、自衛隊及び米軍は、各々の能力及び利用可能性に基づき、柔軟かつ適時に後方支援を相互に行う。</p> <p>E. 日本における大規模災害への対処における協力</p> <p>V. 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力</p> <p><u>相互の関係を深める世界において、日米両国は、アジア太平洋地域及びこれを超えた地域の平和、安全、安定及び経済的な繁栄の基盤を提供するため、パートナーと協力しつつ、主導的役割を果たす。半世紀ははるかに上回る間、日米両国は、正解の様々な地域における課題に対して実効的な解決策を実行するため協力してきた。</u></p> <p>（略）</p> <p>VI. 宇宙及びサイバー空間に関する協力</p> <p>（略）</p> <p>VII. 日米共同の取組</p> <p>（略）</p>	
--	--	--	--